

ご質問への回答

※頂いたご質問については、文言を一部変更の上、記載しています。

#	カテゴリ（公募要領より）	ご質問	回答
プロジェクト期間に関するご質問			
1	2（2）プロジェクト期間	公募要領に「中央防波堤エリア利用においては、効果計測等の支援の為に採択後に東京都が認めた場合に限り、2030年まで延長可能」とあるが、延長の判断はいつ行われるのか。また、延長利用にあたっての維持・ランニングコスト等につき、経費の支援はあるのか。	延長については採択後、実証の進捗状況及び、エリアの本来用途・工事予定等の最新の状況を踏まえ判断させていただきます。また、延長後の期間における維持管理費用、原状回復費用等の支援はございません。
実施エリアに関するご質問			
2	2（3）実施エリア（使用可能エリア①②③⑤）	開場時間について9時に入場し、17時には完全退出するという前提での実施を行う必要があるということか。	お見込みのとおりです。
3	2（3）実施エリア（使用可能エリア②）	使用可能エリア②について水深はおおよそ何m程度か。また全長3mの小型船舶上げ下ろし可能なスロープなどは存在するか	水深は5m程度、船舶を上げ下ろし可能なスロープはございません。
4	2（3）実施エリア（使用可能エリア⑤）	7月17日の見学会以外に使用可能エリア⑤（海の森公園）の下見をする機会はあるか。	一般開放されているエリアについてはご自由にご覧いただけます。「敷地西側駐車場奥」、「お手植えの森東側」については採択後に下見の機会を設ける予定です。
5	2（3）実施エリア（周辺ベイエリア）	周辺ベイエリアの具体的な場所の候補はあるか。	都が指定する具体的な場所はございません。
6	2（3）実施エリア（周辺ベイエリア）	過去採択案件にて、周辺ベイエリアの海域を使った実証実績はあるか。また周辺ベイエリアの海域の使用にあたり、担当者をご紹介いただくことは可能か。	周辺ベイエリアの海域における過年度の実証実績がありますので、採択後に各関係者を紹介することは可能です。HPにて、過年度の進捗状況や成果報告を公開しておりますのでご確認ください。 （令和5年度採択野村不動産プロジェクト） https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/priorityprojects/r5project_nomura_20250331.pdf
7	2（3）実施エリア（周辺ベイエリア）	周辺ベイエリアについて、公募要領に「現時点での調整状況等を応募申込の際に企画提案書へ具体的に記載してください」とあるが、記載した物件名や住所はホームページ等で公表されるのか。	具体的な場所、施設名については採択決定時における公表情報には含めない予定です。都側にて当該情報を発信する場合は事前に採択事業者様と調整させていただきます。

#	カテゴリ（公募要領より）	ご質問	回答
補助金に関するご質問			
8	2（4）プロジェクトに対する支援（補助事業者）	補助金交付要綱第3条について、「補助事業者」の定義には、代表事業者の他、連携事業者も含まれるのか。	「補助事業者」は、応募主体者（代表事業者）を指しており、連携事業者を含みません。
9	2（4）プロジェクトに対する支援（補助限度額）	補助金について、初年度に比べて2年目の実施に掛かる費用の方が大きいことも想定されるが、1年目の上限額と同等の予算額はあると想定してよいのか。	1件当たり1か年度で上限8,000万円を想定していますが、2026年度（2年目）、2027年度（3年目）の支援額は、東京都の各年度歳入歳出予算に基づき、東京都議会で可決された場合において、確定します。
10	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	連携事業者からリース・レンタル・割賦等で機器調達・借用した場合でも補助対象経費となるか。	プロジェクト期間中の支払いであれば補助対象経費となります。
11	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	ソフトウェア開発を代表事業者・連携事業者で取り組む場合に、開発費を補助対象経費として計上することは可能か	補助金交付要綱別表に記載の対象経費として計上可能であれば問題ございません。
12	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	本事業に係る代表事業者・連携事業者の役員・従業員の報酬・人件費は補助対象経費として計上可能でしょうか。	補助金交付要綱別表に記載の対象経費一覧をご確認ください。「人件費」については補助対象としておりません。
13	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	傭船費、交通費、宿泊費なども実証に直接必要なものであれば補助対象経費となるか。	補助金交付要綱別表「3 補助の対象とならない場合の例」（8）に記載の間接経費にあたる場合は補助対象外となります。ただし、機械・設備等費、外注・委託費として直接経費にあたると判断される場合は都へ個別に協議ください。
応募資格に関するご質問			
14	3 応募資格（技術の受け手）	応募資格⑬「最先端技術の社会実装に向け、技術開発事業者と、将来的に当該技術を生かした製品・サービス等を活用する意向を持ち、ユースケース検証に取り組む事業者がコンソーシアムを組み応募すること。」とあるが、代表事業者は技術の受け手である必要はあるか。	代表事業者が技術の受け手である必要はございません。
15	3 応募資格（スタートアップの定義）	応募資格⑭「連携事業者として1者以上、スタートアップ事業者が参画すること。」とあるが設立10年未満の一般社団法人が参画した場合、当該要件を満たすことになるか。	スタートアップ事業者として位置付けて頂くことは可能です。
16	3 応募資格（代表事業者）	スタートアップ事業者が代表事業者として応募可能か。	可能です。

#	カテゴリ（公募要領より）	ご質問	回答
応募方法に関するご質問			
17	4 応募方法（提出書類）	企画提案書【0基本情報】は代表事業者とスタートアップ企業のための記入フォーマットとなっているが、他の連携事業者に関する記入は不要か。	お見込みのとおり、スタートアップ事業者以外の連携事業者の記載の必要はありません。ただし「企画提案書概要」スライドには全事業者を記載してください。
18	4 応募方法（提出書類）	企画提案書【3.1実施スケジュール】について、複数年度での実施の場合、初年度は開発の期間とし、中央防波堤エリアにおける実施は2年目からというスケジュールも可能か。	可能です。
19	4 応募方法（提出書類）	関心表明書について、代表事業者が技術の受け手として、関心表明書を提出することは可能か。	可能です。
審査に関するご質問			
20	5 実施事業者の選定（プレゼン審査）	スケジュール内のプレゼン審査について、プレゼン審査まで進んだ場合、9/3または9/4のうちで希望日時を申し出ることは可能か。またプレゼンはオンラインか対面か。参加はコンソーシアム内のメンバーであれば参加可能か。	プレゼン審査日程については都側で割り振りを行いますのでご容赦ください。対面の想定であり、またプレゼン参加者については指定はございませんが、参加人数については3名までとしてください。
その他			
21	6 留意点等（成果物の公表について）	実証の成果は全て公開が必要か。	知的財産に関するものなど機密性の高い情報等については都と協議の上、非公開とすることは問題ございません。